令 和 ２ 年 １２ 月

第 ６ 回 （ 定 例 会 ）

香 芝 市 議 会 議 案

香　芝　市

目　　次

報 第 ８ 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----------１頁
議第５６号	香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて----------３頁
議第５７号	香芝市文化施設条例の一部を改正することについて----------５頁
議第５８号	香芝市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例の一部を改正することについて----------７頁
議第５９号	香芝市自動車駐車場条例の一部を改正することについて----------９頁
議第６０号	香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正することについて----------１１頁
議第６１号	香芝市都市公園条例の一部を改正することについて----------１３頁
議第６２号	令和２年度香芝市一般会計補正予算（第１０号）について----------１５頁
議第６３号	令和２年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について----------１６頁
議第６４号	令和２年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について----------１７頁
議第６５号	令和２年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第２号）について----------１８頁
議第６６号	指定管理者の指定について----------１９頁
議第６７号	公の施設の区域外設置及び他の団体の住民の利用について----------２０頁
議第６８号	葛城広域行政事務組合規約の一部を変更することについて----------２２頁

議第６９号	奈良県広域消防組合規約の一部を変更することについて----------２４頁
議第７０号	葛城広域行政事務組合の解散について----------２８頁
議第７１号	葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について----------３１頁
議第７２号	休日診療に関する事務の委託について----------３３頁
議第７３号	香芝市道路線の認定について----------３６頁
議第７４号	第５次香芝市総合計画基本構想の策定について----------３８頁

報第８号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年１２月７日報告

香芝市長　福　岡　憲　宏

専　決　処　分　書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年８月２８日

香芝市長　福　岡　憲　宏

１　相手方

住所　[redacted]

氏名　[redacted]

２　事故の概要

令和２年７月２０日午前１１時５０分ごろ、香芝市上中１１７３番２先の市道５－７３号線を東方向へ進行中、対向車を待避するために幅寄せしたところ、アスファルト舗装の陥没部分に相手車の左側後輪が落ち込み、当該後輪タイヤが破損し排気マフラーの固定部が脱落したものである。

３　和解条項

(1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として８４，０００円の支払義務があることを認め、これを支払う。

(2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４　所管課

都市創造部農政土木管理課

議第５６号

香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて

香芝市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例

香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１香芝市バリアフリー推進協議会の項中「進歩」を「進捗」に改め、同表香芝市スポーツ公園整備事業ＰＦＩ事業者選定委員会の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第５７号

香芝市文化施設条例の一部を改正することについて

香芝市文化施設条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市文化施設条例の一部を改正する条例

香芝市文化施設条例（平成１９年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表香芝市モナミホールの項を削る。

別表のうち１　各室の使用料の表香芝市モナミホールの項を削り、同表備考１中「（香芝市モナミホールにあっては１．５倍に相当する額）」を削り、同表備考４中「又は香芝市モナミホール」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第５８号

香芝市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める
条例の一部を改正することについて

香芝市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定める条例（平成３０年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則に次の１項を加える。

３　令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第４条第２項」とあるのは「令和３年３月３１日までに介護保険法第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第４条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第４条第２項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第４条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月３１日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定及び附則に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第５９号

香芝市自動車駐車場条例の一部を改正することについて

香芝市自動車駐車場条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

香芝市自動車駐車場条例（平成２５年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出し中「入出場時間」の次に「及び休場日」を加え、同条中「時間」の次に「及び駐車場の休場日」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

駐車場の区分	利用区分	使用料
近鉄五位堂駅北自動車駐車場	月ぎめ利用	１月につき１０，０００円
	一時利用	１時間までごとに１００円。ただし、その合計額が７００円を超えるときは、駐車時間が２４時間以内の場合は７００円、駐車時間が２４時間を超える場合は７００円に２４時間を超える２４時間までごとに７００円（１時間までごとに１００円を加えた額が７００円に満たないときは、その額）を加えた額

附　則

この条例中第３条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和３年４月１日から施行する。

議第６０号

香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正することについて

香芝市道路占用料に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

香芝市道路占用料に関する条例（昭和３１年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表中「１，０３０円」を「１，０２０円」に、「１，５８０円」を「１，５７０円」に、「２，１４０円」を「２，１２０円」に、「１，５３０円」を「１，５２０円」に、「２，０８０円」を「２，０６０円」に、「９２０円」を「９１０円」に、「５５０円」を「５４０円」に、「１，８４０円」を「１，８３０円」に、「４６０円」を「４５０円」に、「２，５４０円」を「２，７２０円」に、「５５円」を「５４円」に、「８３円」を「８２円」に、「１１０円」を「１００円」に、「２２０円」を「２１０円」に、「１，１００円」を「１，０９０円」に、「１，２７０円」を「１，３６０円」に、「７６０円」を「８１０円」に、「２５円」を「２７円」に、「２５０円」を「２７０円」に、「６３０円」を「６８０円」に、「０．０１５」を「０．０１４」に、「０．０２４」を「０．０２３」に、「０．０３４」を「０．０３３」に改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第６１号

香芝市都市公園条例の一部を改正することについて

香芝市都市公園条例の一部を次のとおり改正する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

香芝市都市公園条例（昭和５２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１香芝総合公園の項を削る。

別表第２中「１，４２０円」を「１，５２０円」に、「２，１９０円」を「２，３４０円」に、「２，９５０円」を「３，１５０円」に、「１，３５０円」を「１，４４０円」に、「２，１１０円」を「２，２６０円」に、「２，８７０円」を「３，０７０円」に、「４５０円」を「４９０円」に、「１２円」を「１３円」に、「７円」を「８円」に、「１，２７０円」を「１，３６０円」に、「７６０円」を「８１０円」に、「２，５４０円」を「２，７２０円」に、「１５０円」を「１６０円」に、「３００円」を「３２０円」に、「１，５２０円」を「１，６３０円」に、「６３０円」を「６８０円」に、「２５０円」を「２７０円」に改める。

別表第３の１の（１）を削り、同表の１の（２）を同表の１の（１）とし、同表の１の（３）を同表の１の（２）とする。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議第６２号

令和２年度香芝市一般会計補正予算（第１０号）について

令和２年度香芝市一般会計補正予算（第１０号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

議第６３号

令和２年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
について

令和２年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

議第６４号

令和２年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
について

令和２年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

議第６５号

令和２年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第２号）
について

令和２年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第２号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

議第６６号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

１　管理を行わせる施設の所在地及び名称
　香芝市瓦口２１５９番地
　近鉄五位堂駅北自動車駐車場
２　指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
　東京都品川区西五反田二丁目２０番４号
　タイムズグループ
　代表者　タイムズ２４株式会社
　代表取締役　西川　光一
３　指定の期間
　令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

議第６７号

公の施設の区域外設置及び他の団体の住民の利用について

公の施設の区域外設置及び他の団体の住民の利用について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第１項及び第２項の規定により、次のとおり大和高田市と協議するため、同条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

１　公の施設の名称

香芝市公共下水道

２　公の施設の利用区域

大和高田市大字大谷５１番３、５２番４、５２番５、５５番１、６１番、６２番、６３番１、６４番３、６４番４、６４番６、７３番１の一部、７３番３、７３番５、７３番６、７４番３、７５番４、７５番５、７５番９、７５番１２、７５番１３、７５番１４、７６番１、７６番３、７７番の一部、７８番１の一部、７８番５の一部及び７９番１の一部

大和高田市大字野口３４１番１の一部及び３４１番４

３　経費の負担

公共下水道の設置及び維持管理に要する経費の負担については、協定書による。

４　利用の条件

使用料は、大和高田市の条例の定めるところによる。

議第６８号

葛城広域行政事務組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、葛城広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

葛城広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

葛城広域行政事務組合規約（平成４年３月１日奈良県指令地第１３５５号）の一部を次のように変更する。

第１３条を次のように改める。

第１３条　削除

第１５条の次に次の１条を加える。

（解散による事務の承継）

第１６条　組合が解散した場合において、公文書の管理事務、退職手当負担金の精算事務その他の組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附　則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

議第６９号

奈良県広域消防組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、奈良県広域消防組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

奈良県広域消防組合規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合規約（平成２６年奈良県指令市町村第１０２０号）の一部を次のように変更する。

第５条第１項中「別表第１の区分を構成する市町村」を「別表（え）欄に掲げる市町村」に、「同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める」を「同表（う）欄に掲げる」に改める。

第８条第２項中「２人を置く」を「６人を置き、その１人を代表副管理者とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第４項中「管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選により定める。」を「管理者以外の代表市町村長をもって充てる。」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「管理者は、」の次に「別表（あ）欄に掲げる区分ごとに同表（い）欄に掲げる市町村の長の互選により定める代表市町村長（以下「代表市町村長」という。）の中から、組合の条例で定める総会において」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　副管理者の定数は、組合の条例で増加することができる。

第８条に次の１項を加える。

６　代表副管理者は、副管理者の互選により定める。

第１０条を次のように改める。

（管理者等の任期）

第１０条　管理者、代表副管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに代表市町村長の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定に関わらず、代表市町村長は別表（い）欄に掲げる代表市町村長の選出区分を組織する市町村の長の許可をもって辞任することができる。

３　管理者等及び代表市町村長が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者等及び代表市町村長の職を失う。

４　管理者等及び代表市町村長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の管理者等及び代表市町村長の任期は、前任の残任期間とする。

第１３条の見出しを「（正副管理者会議）」に改め、同条第１項中「事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。」を「運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、正副管理者会議を置く。」に改め、同条第２項中「運営協議会の委員は、別表第１の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者各１人をもって充てる。」を「正副管理者会議は、管理者等をもって構成する。」に改め、同条第３項中「運営協議会」を「正副管理者会議」に、「管理者が」を「組合の条例で」に改める。

第１５条を削る。

第３章中第１４条の次に次の１条を加える。

（附属機関）

第１５条　組合に企画調整会議を置く。

２　企画調整会議は、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する。

３　前項に定めるもののほか、企画調整会議について、必要な事項は別に定める。

第１６条を次のように改める。

（経費の支弁方法）

第１６条　組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

第４章中第１６条の次に次の１条を加える。

（経費の負担）

第１７条　前条の分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める。

２　管理者が、前項の規定によることが適当でないと認める経費については、関係市町村の協議により負担の方法を定めるものとする。

別表第２を削り、別表第１を次のように改める。

別表（第５条、第８条、第１０条関係）

（あ）	（い）	（う）	（え）
代表市町村長の選出区分	代表市町村長の選出区分を構成する市町村	議員の数	議員の選出区分を構成する市町村
第１区分	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町	４人	天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町
第２区分	桜井市、宇陀市、曽爾村及び御杖村	１人	桜井市
		２人	宇陀市、曽爾村及び御杖村
第３区分	五條市、野迫川村及び十津川村	２人	五條市、野迫川村及び十津川村
第４区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	１人	大和郡山市
		４人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第５区分	香芝市、葛城市及び広陵町	１人	葛城市
		２人	香芝市及び広陵町
第６区分	吉野町、大淀町、下市町、	２人	吉野町、下北山村、上北山

	黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村		村、川上村及び東吉野村
		２人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村
第７区分	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	４人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、令和３年４月１日から施行する。

（議会の組織に関する経過措置）

第２条　この規約による改正前の第５条第１項の規定により選出された議会の議員は、改正後の第５条第１項の規定により選出されたものとみなす。

（管理者及び副管理者の任期に関する経過措置）

第３条　この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において管理者及び副管理者である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

第４条　この規約による改正後の第８条第４項から第６項までの規定による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

議第７０号

葛城広域行政事務組合の解散について

葛城広域行政事務組合の解散について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、次のとおり構成市町と協議の上定めることについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

葛城広域行政事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、葛城広域行政事務組合を解散することについて、次のとおり定める。

（葛城広域行政事務組合の解散）

第１条　葛城広域行政事務組合（以下「組合」という。）は令和３年３月３１日をもって解散する。

（事務の承継）

第２条　組合の解散に関し、公文書の管理事務、退職手当負担金の精算事務その他の組合の解散に伴う事務については、大和高田市が承継する。

２　組合の解散時に存在する未徴収金は、令和３年４月１日から大和高田市が実施する休日診療事務に充てるため同市に帰属させ、同市が基金を設けて管理する。

３　議会費及び総務費に係る残余金は、大和高田市に帰属させ、当該費目に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、同市が構成団体の総務費分担金の負担割合に応じて他の各構成団体へ交付する。

４　衛生費及び公債費に係る残余金は、令和３年４月１日から大和高田市が実施する休日診療事務に充てるため同市に帰属させ、当該費目に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、同市が基金を設けて管理する。

５　葛城ふるさと市町村圏基金特別会計の残余金は、大和高田市に帰属させ、当該会計に属する未払金その他の必要な経費を差し引いた額を、５で除して得た額（１円未満の端数は切り捨て、余りは大和高田市分に加える。）を同市が他の各構成団体に交付する。

６　組合事務所備品（音響機器類を除く。）及び休日診療所備品は、大和高田市に帰属する。

７　組合事務所備品のうち音響機器類は、葛城地域観光協議会会長の属する団体（葛城市）に帰属する。

８　組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった大和高田市長がこれを決算する。

９　前項の規定による決算は、組合の事務を承継する大和高田市の長が、これを同市の監査委員の審議に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付すものとする。

（その他）

第３条　この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成団体の協議により

定める。

議第７１号

葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、次のとおり構成市町と協議の上定めることについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、葛城広域行政事務組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

１　葛城ふるさと市町村圏基金の出資金は、構成団体の出資金の割合に応じて返還する。
２　奈良県の補助金１億円は、同県からの返還命令により返還する。
３　休日診療所建物は、大和高田市に帰属する。

議第７２号

休日診療に関する事務の委託について

休日診療に関する事務の委託について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定により、次のとおり大和高田市と協議の上規約を定めることについて、同条第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

大和高田市と香芝市との間における休日診療事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　香芝市は、休日診療に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を大和高田市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行は、法律に定めるもののほか、大和高田市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は香芝市の負担とし、香芝市は、あらかじめ、これを大和高田市に納付するものとする。

２　前項の経費の額及び納付の時期は、大和高田市長が香芝市長と協議して定める。この場合において、大和高田市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を香芝市長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第４条　委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、大和高田市歳入歳出予算において、区分して計上する。

２　大和高田市長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として診療所事業の財政調整及び施設、設備の整備のために設置する基金に編入するものとする。

（決算の場合の措置）

第５条　大和高田市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を香芝市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第６条　大和高田市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ香芝市長と連絡会議を開くものとする。

（条例等の制定改廃）

第７条　大和高田市長は、委託事務の管理及び執行について適用される大和高田市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、直ちに香芝市長に通知しなければならない。

（細目）

第８条　この規約に定めるものを除くほか、委託事務について必要な事項は大

和高田市と香芝市が協議して定める。

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

議第７３号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次の香芝市道路線を認定する。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

整理番号	路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
１	4-253	穴虫230-5	穴虫705-5	
２	5-240	今泉672-11	今泉672-7	
３	5-241	今泉823-11	今泉823-3	
４	6-106	北今市二丁目285-4	北今市二丁目258-7	
５	6-107	北今市一丁目109-8	北今市一丁目111-2	
６	7-223	逢坂四丁目975-9	逢坂四丁目975-7	
７	8-300	瓦口1118	瓦口35-10	
８	8-301	別所187-10	別所355-10	
９	8-302	別所356-7	別所356-4	
１０	8-303	別所187-10	別所187-9	
１１	9-202	磯壁六丁目515-8	磯壁六丁目515-12	
１２	10-270	すみれ野一丁目14-2	下田東二丁目1281-1	
１３	10-271	狐井304-8	狐井304-5	

１４	10-272	狐井310-11	狐井314-6	
１５	10-273	狐井313-5	狐井325-10	
１６	10-274	狐井531-2	狐井533-6	
１７	11-163	良福寺257-20	良福寺257-11	

議第７４号

第５次香芝市総合計画基本構想の策定について

第５次香芝市総合計画基本構想を別紙のとおり策定したいので、香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例（令和２年条例第１号）の規定により、議会の議決を求める。

令和２年１２月７日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏